

改正後	現行
<p><u>係者との連携方法等を具体的に記載すること。</u></p> <p><u>(四) 会議に加えて、参加者との日常的な連携調整の体制を整えること。日常的な連携調整においては、当該障害児や保護者の意向、支援内容、移行に向けた課題などについて適切に情報共有を行うこと。</u></p> <p><u>(五) (一) から (二) までに関わらず、都道府県又は指定都市が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19第4項に規定する協議の場を設け、当該協議の場に指定福祉型障害児入所施設及び関係機関が参加し、(一) から(四) までに掲げる取組と同等の取組を行った場合には、当該加算を算定することとして差し支えないこと。</u></p> <p><u>⑬の4 体験利用支援加算の取扱い</u></p> <p><u>入所報酬告示第1の6の3の体験利用支援加算は、重症心身障害児、入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算の対象となる障害児又は強度の行動障害を有する児童が自立した日常生活及び社会生活の移行に向けて宿泊や日中活動等の体験（退所予定日から遡って1年間の体験に限る。以下この⑬の4において単に「体験」という。）を行う際に、指定福祉型障害児入所施設の従業者が、事前に体験先施設等との連携調整を行うとともに、当該体験先施設等への付き添い等の支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、当該加算は、障害児の移行支援計画において体験利用支援が計画されている場合に限って算定可能である。</u></p> <p><u>(一) 指定福祉型障害児入所施設の従業者が以下の取組を行</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>うこと。</u></p> <p><u>ア 障害児の体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援として、体験先施設等へ付き添うこと及び体験先施設等からの緊急連絡に対応できる体制（夜間の対応を含む。）を確保すること。ただし、体験先施設等への付き添いについては、障害児の体験に係る環境への適応状況を判断の上、体験利用時の一部の日程において行わないこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>イ 障害児の体験における体験先施設等その他の関係者との連絡調整として、体験先施設等に対して、当該障害児の状態像や指定入所支援の内容を共有すること並びに当該障害児の特性や状態を踏まえた環境調整及び体験時の接し方等について助言援助すること。</u></p> <p><u>ウ 体験の内容及び体験時の障害児の様子を記録すること（体験先施設等の職員に聞き取って記録する場合を含む。）。また、体験の終了後に、当該障害児及び体験先施設等に対して、体験を終えた所見や当該障害児の移行支援に係る意見を聞き取り、その内容を記録すること。体験を踏まえ、必要に応じて移行支援計画を更新すること。</u></p> <p><u>(二) 障害児の体験及び体験先施設等については、指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの利用の他、民間企業が行う就労体験、当該障害児の家族等と居宅等において生活することなど、幅広い体験を対象とすることが可能であること。ただし、当該障害児の自立</u></p>	

改正後	現行
<p><u>した日常生活及び社会生活への移行に資する体験が行われるよう、指定福祉型障害児入所施設及び体験先施設等の双方において十分に留意すること。</u></p> <p><u>(三) 体験利用支援加算（Ⅰ）については、体験利用は1回2泊3日まで、2回を限度とする。なお、1泊2日の宿泊の場合でも体験利用1回として判定することに留意すること。</u></p> <p><u>(四) 体験利用支援加算（Ⅱ）については、（一）及び（二）に定めるほか、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>ア 体験利用は1回5日まで、2回を限度とする。この場合において、5日間の体験活動を複数週や複数月で分散させて利用した場合も算定することが可能であること。</u></p> <p><u>イ 必要に応じて、指定福祉型障害児入所施設が障害児の体験に要した費用を体験先施設等に支払うこととして差し支えないこと。</u></p> <p>⑭ 栄養士配置加算の取扱い 入所報酬告示第1の7の栄養士配置加算については、第二の2の（1）の⑩を準用する。</p> <p>⑮ 栄養マネジメント加算の取扱い （一） 栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害児の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところで</p>	<p>⑭ 栄養士配置加算の取扱い 入所報酬告示第1の7の栄養士配置加算については、第二の2の（1）の⑩を準用する。</p> <p>⑮ 栄養マネジメント加算の取扱い （一） 栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害児の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところで</p>

改正後	現行
<p>ある。</p> <p>(二) 栄養ケア・マネジメントとは、障害児ごとに行われる入所支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として障害児全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>(三) 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。</p> <p>(四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。</p> <p>(五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ア 障害児ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（以下「栄養スクリーニング」という。）。</p> <p>イ 栄養スクリーニングを踏まえ、障害児ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、児童発達支援管理責任者その他の職種の者が共同して、障害児ごとに、栄養補給に関する事</p>	<p>ある。</p> <p>(二) 栄養ケア・マネジメントとは、障害児ごとに行われる入所支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として障害児全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>(三) 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。</p> <p>(四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。</p> <p>(五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ア 障害児ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（以下「栄養スクリーニング」という。）。</p> <p>イ 栄養スクリーニングを踏まえ、障害児ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、児童発達支援管理責任者その他の職種の者が共同して、障害児ごとに、栄養補給に関する事</p>

改正後	現行
<p>項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる障害児の家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定福祉型障害児入所施設においては、栄養ケア計画に相当する内容を入所支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 栄養ケア計画に基づき、障害児ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 障害児ごとの栄養状態に応じて、定期的に、障害児の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した障害児ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、障害児ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い障害児及び栄養補給方法の変更の必要性がある障害児（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い障害児については、概ね3月ごとに行うこと。なお、</p>	<p>項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる障害児の家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定福祉型障害児入所施設においては、栄養ケア計画に相当する内容を入所支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 栄養ケア計画に基づき、障害児ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 障害児ごとの栄養状態に応じて、定期的に、障害児の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した障害児ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、障害児ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い障害児及び栄養補給方法の変更の必要性がある障害児（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い障害児については、概ね3月ごとに行うこと。なお、</p>

改正後	現 行
<p>低栄養状態のリスクが低い障害児も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、障害児の栄養状態の把握を行うこと。</p> <p>カ 障害児ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。</p> <p>キ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第15条に規定するサービスの提供の記録において障害児ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が障害児の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために障害児の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>（六） 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p> <p><u>⑮の2 要支援児童加算の取扱い</u></p> <p><u>入所報酬告示第1の8の2の要支援児童加算については、指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童について、関係機関との連携調整や心理担当職員による計画的な心理支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>（一） 要支援児童加算（I）は、要保護児童又は要支援児童について、児童相談所等関係機関と日々の連携体制を保</u></p>	<p>低栄養状態のリスクが低い障害児も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、障害児の栄養状態の把握を行うこと。</p> <p>カ 障害児ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。</p> <p>キ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第15条に規定するサービスの提供の記録において障害児ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が障害児の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために障害児の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>（六） 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p><u>ちながら支援を行う必要性に鑑み、児童相談所等関係機関が参加する会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議（要保護児童対策地域協議会その他の公的機関が開催する会議）に参加し、要保護児童又は要支援児童への支援について情報共有及び連絡調整を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>ア 会議には、児童相談所、入所以前に当該障害児が居住していた市町村の関係者（こども家庭センター等）が参加することを基本とし、必要に応じて、家族の支援機関、医師、病院の公認心理師等が参加すること。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えない。</u></p> <p><u>会議は全ての関係者が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合には、当該欠席する関係機関と事前及び事後に当該障害児への支援及び会議に関する情報共有及び連携調整を行うこと。</u></p> <p><u>イ 会議においては、当該障害児に対する支援の内容、方針、他の入所者や従業者と当該障害児の関わり方等について、児童相談所等関係機関との間で、当該障害児への支援の状況等を共有しつつ検討を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要点及び会議を踏まえた当該障害児への支援方針等を記録すること。</u></p> <p><u>エ 会議に加えて、児童相談所等関係機関との日常的な連携</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>調整の体制を整えること。日常的な連携調整においては、当該障害児の状態や支援内容について適切に情報共有を行うこと。</u></p> <p><u>オ 指定福祉型障害児入所施設は、児童相談所等関係機関と当該障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、入所支援計画に位置づけ、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得ること。また、アからエまでに定める取組による連携調整を踏まえ、必要に応じて入所支援計画の見直しを行いながら、当該障害児への指定入所支援を行うこと。</u></p> <p><u>カ 情報共有及び連絡調整の内容及び当該障害児への指定入所支援の状況について都道府県、市町村、児童相談所等から確認の連絡があったときは、当該内容等について回答すること。</u></p> <p><u>(二) 要支援児童加算（Ⅱ）は、心理支援を行う設備を備えた指定福祉型障害児入所施設において、心理担当職員（障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上である者に限る。）を配置し、当該心理担当職員が要保護児童又は要支援児童に対して専門的な心理支援を計画的に行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>ア 心理担当職員が、要保護児童又は要支援児童の成育環境や心理的側面等について評価を行うこと。評価に当たって</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>は、臨床心理アセスメントや個別の心理面接を活用すること。</u></p> <p><u>イ 心理担当職員が、アの評価を踏まえ、当該障害児に係る心理支援のための計画（心理特別支援計画）を作成し、当該計画に基づいて個別又はグループでの心理支援を行うこと。なお、感情の表出が困難な児童に対しては、プレイセラピーや箱庭療法、絵画療法、ドールプレイなど言語を介さない方法をとるなど配慮すること。</u></p> <p><u>ウ 心理支援の内容や当該児童の状況等について記録を行うこと。</u></p> <p><u>エ 心理支援に当たっては、要保護児童又は要支援児童の成育環境や心理的側面等を踏まえ、プライバシーの保護に配慮すること。</u></p> <p><u>⑮の3 集中的支援加算（I）の取扱い</u></p> <p><u>入所報酬告示第1の8の3のイの集中的支援加算（I）については、強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定福祉型障害児入所施設に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して集中的な支援（以下この⑮の3及び⑮の4において「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>(一) 本加算の算定は、加算の対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。</u></p> <p><u>(二) 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。</u></p> <p><u>ア 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び指定福祉型障害児入所施設のアセスメントを行うこと。</u></p> <p><u>イ 広域的支援人材と指定福祉型障害児入所施設の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下⑮の3及び⑮の4において「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。</u></p> <p><u>ウ 指定福祉型障害児入所施設の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、通所支援計画及び支援計画シート等（⑥の強度行動障害児特別支援加算を算定している場合に限る。）に基づき支援を実施すること。</u></p> <p><u>エ 指定福祉型障害児入所施設が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること</u></p> <p><u>(三) 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>(四) 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。</u></p> <p><u>(五) 指定福祉型障害児入所施設は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。</u></p> <p>⑮の4 集中的支援加算（Ⅱ）の取扱い</p> <p><u>入所報酬告示第1の8の3のロの集中的支援加算（Ⅱ）については、一定の体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定福祉型障害児入所施設において、集中的支援が必要な障害児を他の施設等から受け入れ、当該障害児に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>なお、本加算については、当該障害児が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているが、当該事業所等の対応が困難と考えられる場合は、あらかじめ市町村と都道府県が連携して、集中的支援の後に当該児童が生活・利用する事業所等の確保を行うことに留意すること。</u></p> <p><u>また、本加算を算定可能な指定障害児入所施設の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。</u></p> <p><u>(一) 他の事業所等から、集中的支援が必要な障害児を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該児童の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて入所支援計画の作成</u></p>	

改正後	現行
<p><u>等を行うこと。</u></p> <p><u>(二) 指定福祉型障害児入所施設における実践研修修了者が中心となって、当該障害児への集中的支援を行うこと。</u> <u>集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。</u></p> <p><u>ア 広域的支援人材の支援を受けながら、⑮の3の(二)に規定する取組及び強度行動障害児特別支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算(Ⅰ)の算定が可能であること。</u></p> <p><u>イ 集中的支援実施計画において、当該障害児が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針(当該障害児の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等)を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。</u></p> <p><u>(三) 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。</u></p> <p><u>(四) 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。</u></p> <p>⑯ 小規模グループケア加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の9の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行った場合に、<u>小規模グループケアの各単位における実人数で算定するものである。当該ケアの各単位における人数</u></p>	<p>⑯ 小規模グループケア加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の9の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行う<u>ものである。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>については、指定福祉型障害児入所施設に備えられた居室ごとの定員及び障害児の障害の特性や状態等を踏まえて設定すること。</u></p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、相当と認められた施設において、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケアに必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>(二) 地域の中で、できる限り良好な家庭的環境での養育体制の充実を図るため、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う場合に、<u>サテライト型小規模グループケアとして更に評価するものとする。サテライト型小規模グループケアにおける職員の配置については、児童指導員又は保育士を3以上配置し、そのうち1以上は専任であることとする。残る児童指導員又は保育士については、指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事して差し支えない。</u></p> <p><u>なお、専任の児童指導員又は保育士は、できる限り家庭的な環境の中でケアを行った場合に当該加算を算定することも踏まえ、食事等の生活場面において可能な限り障害児と関わるものとする。</u></p>	<p>なお、都道府県に対し届出があり、相当と認められた施設において、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケアに必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>(二) 地域の中で、できる限り良好な家庭的環境での養育体制の充実を図るため、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う <u>(サテライト型)</u> 場合に、サテライト型小規模グループケアとして更に評価する<u>ものとする。</u></p>

改正後	現 行
<p>⑯の2 <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）の取扱い</u></p> <p><u>（一） 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）は、指定福祉型障害児入所施設における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。</u></p> <p><u>（二） 指定福祉型障害児入所施設において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（以下「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。</u></p> <p><u>（三） 指定福祉型障害児入所施設は、入所する障害児が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定に当たっては、第二種協定指定医療機関との間で、新</u></p>	<p>（新設）</p>

改正後	現行
<p><u>新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p><u>(四) 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に指定福祉型障害児入所施設において流行を起ししやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。</u></p> <p><u>⑩の3 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について</u></p> <p><u>(一) 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、月1回算定するもの。</u></p> <p><u>(二) 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。</u></p> <p><u>⑩の4 新興感染症等施設療養加算について</u></p> <p><u>(一) 新興感染症等施設療養加算は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した障害児に対し</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>て必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した障害児の療養を施設内で行うことを評価するものである。</u></p> <p><u>(二) 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じてこども家庭庁長官が指定する。令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。</u></p> <p><u>(三) 適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（入所系マニュアル）」を参考とすること。</u></p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の10、11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の⑰を準用する。</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>① 医療型障害児入所施設給付費の区分について 医療型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別に応じ、算定する。</p> <p>①の2 有期有目的の支援を行う場合の取扱い</p>	<p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の10、11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の⑰を準用する。</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>① 医療型障害児入所施設給付費の区分について 医療型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別に応じ、算定する。</p> <p>①の2 有期有目的の支援を行う場合の取扱い</p>

改正後	現行
<p>入所報酬告示第2の1のロ又はニの有期有目的の支援を行う場合の医療型障害児入所給付費の区分については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 有期有目的の支援を行う場合については、地域生活に向けて一定期間において集中的な入所支援を行うとともに、退所後の生活に関し、関係機関との連絡調整並びに障害児及びその家族等に対する相談援助を行うことを評価するものであること。</p> <p>(二) 入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児について算定するものであることから、当該障害児の給付決定期間においては、有期有目的の支援を行うものであり、入所後に有期有目的の支援以外の医療型障害児入所給付費は算定できないものであること。</p> <p>(三) 退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、有期有目的の支援の入所給付決定を改めて受けた上で、算定することが可能であること。</p> <p>(四) なお、給付決定期間の終了時点において、退所に至らず、引き続き入所する必要がある場合は改めて有期有目的の支援の入所給付決定を行うこととしているが、その場合の入所日については、当初の入所給付決定の際に設定した入所日を起算点として、これまでの入所日数を通算した日数に応じた基本報酬を算定すること。</p> <p>② 重度障害児支援加算の取扱い</p>	<p>入所報酬告示第2の1のロ又はニの有期有目的の支援を行う場合の医療型障害児入所給付費の区分については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 有期有目的の支援を行う場合については、地域生活に向けて一定期間において集中的な入所支援を行うとともに、退所後の生活に関し、関係機関との連絡調整並びに障害児及びその家族等に対する相談援助を行うことを評価するものであること。</p> <p>(二) 入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児について算定するものであることから、当該障害児の給付決定期間においては、有期有目的の支援を行うものであり、入所後に有期有目的の支援以外の医療型障害児入所給付費は算定できないものであること。</p> <p>(三) 退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、有期有目的の支援の入所給付決定を改めて受けた上で、算定することが可能であること。</p> <p>(四) なお、給付決定期間の終了時点において、退所に至らず、引き続き入所する必要がある場合は改めて有期有目的の支援の入所給付決定を行うこととしているが、その場合の入所日については、当初の入所給付決定の際に設定した入所日を起算点として、これまでの入所日数を通算した日数に応じた基本報酬を算定すること。</p> <p>② 重度障害児支援加算の取扱い</p>

改正後	現行
<p>入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定発達支援医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>③ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第2の1の注4の2の加算については、次の(一)から(三)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) 入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p>(二) 実践研修修了者を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする入所児童に対して支援を行っていること。</p> <p>④ 重度重複障害児加算の取扱い</p>	<p>入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定発達支援医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>③ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第2の1の注4の2の加算については、次の(一)から(三)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) 入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p>(二) 実践研修修了者を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする入所児童に対して支援を行っていること。</p> <p>④ 重度重複障害児加算の取扱い</p>

改正後	現行
<p>入所報酬告示第2の1の注5の重度重複障害児加算については、(1)の⑤を準用する。ただし、重症心身障害児については、算定しないこと。</p> <p>④の2 強度行動障害児特別支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注5の2の強度行動障害児特別支援加算については、(1)の⑥を準用する。</p> <p>④の3 心理担当職員配置加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注7の心理担当職員配置加算は、指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対して指定入所支援を行う場合を除く。）において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。 また、入所報酬告示第2の1の注8は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。</p> <p>④の4 ソーシャルワーカー配置加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注9のソーシャルワーカー配置加算については、(1)の⑧の4を準用する。</p> <p>⑤ 自活訓練加算の取扱い 入所報酬告示第2の2の自活訓練加算については、(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 入所報酬告示第2の3の福祉専門職員配置等加算について</p>	<p>入所報酬告示第2の1の注5の重度重複障害児加算については、(1)の⑤を準用する。ただし、重症心身障害児については、算定しないこと。</p> <p>④の2 強度行動障害児特別支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注5の2の強度行動障害児特別支援加算については、(1)の⑥を準用する。</p> <p>④の3 心理担当職員配置加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注7の心理担当職員配置加算は、指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対して指定入所支援を行う場合を除く。）において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。 また、入所報酬告示第2の1の注8は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。</p> <p>④の4 ソーシャルワーカー配置加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注9のソーシャルワーカー配置加算については、(1)の⑧の4を準用する。</p> <p>⑤ 自活訓練加算の取扱い 入所報酬告示第2の2の自活訓練加算については、(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 入所報酬告示第2の3の福祉専門職員配置等加算について</p>

改正後	現行
<p>は、第二の2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑥の2 保育職員加配加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第2の3の2の保育職員加配加算は、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 指定医療型障害児入所施設において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置(常勤換算による算定)しているものとして、都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設について加算すること。</p> <p>(二) 指定発達支援医療機関において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に準じた員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置(常勤換算による算定)しているものとして、都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関について加算すること。</p> <p>⑦ 地域移行加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第2の4の地域移行加算については、(1)の⑬を準用する。ただし、有期有目的の支援を行う場合については、入所中は算定できないものであること。</p> <p>⑦の2 家族支援加算の取扱い</p> <p><u>入所報酬告示第2の3の3の家族支援加算は、(1)の⑬の2を準用する。</u></p> <p>⑦の3 移行支援関係機関連携加算の取扱い</p> <p><u>入所報酬告示第2の4の2の移行支援関係機関連携加算は、</u></p>	<p>は、第二の2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑥の2 保育職員加配加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第2の3の2の保育職員加配加算は、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 指定医療型障害児入所施設において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置(常勤換算による算定)しているものとして、都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設について加算すること。</p> <p>(二) 指定発達支援医療機関において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に準じた員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置(常勤換算による算定)しているものとして、都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関について加算すること。</p> <p>⑦ 地域移行加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第2の4の地域移行加算については、(1)の⑬を準用する。ただし、有期有目的の支援を行う場合については、入所中は算定できないものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>(1)の⑬の3を準用する。</u></p> <p><u>⑦の4 体験利用支援加算の取扱い</u> <u>入所報酬告示第2の4の3の体験利用支援加算は、(1)の⑬の4を準用する。</u></p> <p><u>⑦の5 要支援児童加算の取扱い</u> <u>入所報酬告示第2の4の4の要支援児童加算は、(1)の⑮の2を準用する。</u></p> <p><u>⑦の6 集中的支援加算の取扱い</u> <u>入所報酬告示第2の4の5の集中的支援加算は、(1)の⑮の3を準用する。</u></p> <p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、(1)の⑯の(一)を準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 <u>(平成24年厚生労働省告示第126号) 別表障害児相談支援給付費単位数表 (以下「障害児相談支援報酬告示」という。)</u>に関する事項</p> <p>1 障害児相談支援費の算定について</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、(1)の⑯の(一)を準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 <u>別表障害児相談支援給付費単位数表 (平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。)</u>に関する事項</p> <p>1 障害児相談支援費の算定について</p>